

令和3年度 春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
4	28	第1編 総則 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 2 災害応急対策段階 (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。	第1編 総則 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 2 災害応急対策段階 (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行う。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。	表記の整理
5	16	第2節 重点を置くべき事項 1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築すること。 (追加) また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。 2 (略) 3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 市民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保（垂直避難等）」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住	第2節 重点を置くべき事項 1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。 また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。 2 (略) 3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 市民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。 また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動	対策の追加 災害対策基本法の改正に伴う修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																								
		民等がとるべき行動を明確にする。 4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。 (追加)	を明確にする。 4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。 <u>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。</u>	対策の追加																																								
7	13	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 1 市 <table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>春日井市</td><td>(略)</td><td>1、2 (略) 3 避難の<u>勧告又は指示</u> 4～10 (略)</td><td>(略)</td></tr></table> 2 県及び県関係機関 <table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>愛知県</td><td>(略)</td><td>1、2 (略) 3 避難の<u>勧告又は指示</u>の代行 4 避難の<u>勧告又は指示</u>の市への助言 5～14 (略)</td><td>(略)</td></tr></table> 3、4 (略) 5 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・</th></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	春日井市	(略)	1、2 (略) 3 避難の <u>勧告又は指示</u> 4～10 (略)	(略)	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	愛知県	(略)	1、2 (略) 3 避難の <u>勧告又は指示</u> の代行 4 避難の <u>勧告又は指示</u> の市への助言 5～14 (略)	(略)	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 1 市 <table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>春日井市</td><td>(略)</td><td>1、2 (略) 3 避難の指示 4～10 (略)</td><td>(略)</td></tr></table> 2 県及び県関係機関 <table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>愛知県</td><td>(略)</td><td>1、2 (略) 3 避難の指示の代行 4 避難の指示の市への助言 5～14 (略)</td><td>(略)</td></tr></table> 3、4 (略) 5 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・</th></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	春日井市	(略)	1、2 (略) 3 避難の指示 4～10 (略)	(略)	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	愛知県	(略)	1、2 (略) 3 避難の指示の代行 4 避難の指示の市への助言 5～14 (略)	(略)	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・	災害対策基本法の改正に伴う修正
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																									
春日井市	(略)	1、2 (略) 3 避難の <u>勧告又は指示</u> 4～10 (略)	(略)																																									
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																									
愛知県	(略)	1、2 (略) 3 避難の <u>勧告又は指示</u> の代行 4 避難の <u>勧告又は指示</u> の市への助言 5～14 (略)	(略)																																									
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・																																									
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																									
春日井市	(略)	1、2 (略) 3 避難の指示 4～10 (略)	(略)																																									
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																									
愛知県	(略)	1、2 (略) 3 避難の指示の代行 4 避難の指示の市への助言 5～14 (略)	(略)																																									
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・																																									

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
					復興				復興	表記の整理
		中日本高速道路株式会社	<u>1 警戒宣言、地震予知情報等の伝達</u> <u>2 高速自動車国道の改築、維持、修繕及び管理</u>	(略)	(略)	中日本高速道路株式会社	(削除)	(略)	(略)	
21	6	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災活動体制の整備 1、2 (略) 3 応急活動のためのマニュアルの作成等 (略) また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び <u>男女共同参画センター</u> の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 4 人材育成及び防災訓練の実施 (1) (略) (2) 水防訓練等の実施 防災思想の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがって、防災関係機関が中心となって、公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等あらゆる機会をとらえて科学的、かつ計画的な、図上又は、実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。 また、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。				第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災活動体制の整備 1、2 (略) 3 応急活動のためのマニュアルの作成等 (略) また、男女共同参画の視点から、 <u>市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び青少年女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u> 4 人材育成及び防災訓練の実施 (1) (略) (2) 水防訓練等の実施 防災思想の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがって、防災関係機関が中心となって、公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等あらゆる機会をとらえて科学的、かつ計画的な、図上又は、実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。 また、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。				表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(追加) (3) 防災訓練の指導協力 市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、<u>地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u> 5 広域応援体制の整備 (1) 応援要請手続きの整備 県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える<u>ものとする。</u> (追加)	<u>あわせて、大規模広域災害発生時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施に努める。</u> <u>また、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施するよう努める。</u> (3) 防災訓練の指導協力 市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u> <u>さらに、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、積極的に参加を呼びかけるなど、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</u> 5 広域応援・受援体制の整備 (1) 応援要請手続きの整備 県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える<u>。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。</u> <u>特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための適切な空間の確保に配慮するものとする。</u>	対策の追加 対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(2) 応援協定の締結等 ア、イ (略) ウ 民間団体等との協定の締結等 (略) 民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。 (3)～(6) (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況（資料 5-1 ～87） 6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 (1)、(2) (略) (3) 物資の輸送拠点 市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	(2) 応援協定の締結等 ア、イ (略) ウ 民間団体等との協定の締結等 (略) 民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、<u>避難者の輸送等</u>）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。 (3)～(6) (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況（資料 5-1 ～94） 6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 (1)、(2) (略) (3) 物資の輸送拠点 市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム<u>等</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	表記の整理 表記の整理
27	22	第3節 非常用物資の備蓄 1 食糧及び生活必需品 (1) (略) (2) 行政備蓄 (略) なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄	第3節 非常用物資の備蓄 1 食糧及び生活必需品 (1) (略) (2) 行政備蓄 (略) なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 (追加)	するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 <u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u>	対策の追加
29	12	第4節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (1) 出火の防止対策 ア～エ (略) (追加)	第4節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (1) 出火の防止対策 ア～エ (略) <u>資料「様式・資料集」防災対象物件数(資料1-9)</u>	表記の整理
34	2	第5節 応急医療体制の整備 3 医薬品等の確保 (1) (略) (2) 衛生用品及び常備薬 指定避難所(小学校保健室)における備蓄とその拡充を図るとともに、家庭内備蓄を奨励する。	第5節 応急医療体制の整備 3 医薬品等の確保 (1) (略) (2) 衛生用品及び常備薬 指定<u>一般</u>避難所(小学校保健室)における備蓄とその拡充を図るとともに、家庭内備蓄を奨励する。	表記の整理
35	9	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発 (略) また、<u>県及び市</u>は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 ア～エ (略) オ 警報等や避難<u>勧告</u>等の意味と内容 カ 警報等発表時や避難<u>勧告</u>等の発令時にとるべき行動 (追加) (追加) キ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発 (略) また、<u>市及び県</u>は、<u>専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら</u>、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 ア～エ (略) オ 警報等や避難<u>情報</u>の意味と内容 カ 警報等発表時や避難<u>情報</u>の発令時にとるべき行動 キ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u> ク <u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u> ケ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害	表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。	なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施する<u>レベルアップ講座等</u>を受講させるものとする。	
43	6	第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策（略） 市においては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 1 （略） 2 避難行動要支援者対策 (1) 要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、<u>名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、この計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</u> (2) 避難行動要支援者名簿の整備等 ア～ウ（略） エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員、<u>支援者、及び警察</u>とする。 （略） （追加）	第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策（略） 市においては、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき</u>、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 1 （略） 2 避難行動要支援者対策 (1) 要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。<u>また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、この計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。</u> (2) 避難行動要支援者名簿の整備等 ア～ウ（略） エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員<u>及び支援者とする。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。</u> （略） (3) <u>個別避難計画の作成等</u> <u>ア 個別避難計画の作成</u> <u>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・</u>	表記の整理 表記の整理 対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。</u> <u>ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</u> <u>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u> <u>イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u> <u>個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員及び支援者とする。</u> <u>併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>また、市は条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思決定により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</u> <u>ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合</u> <u>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援も役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図ら</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>(3)</u> 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所等から福祉避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (1)、(2) (略) (3) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>訪日外国人</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 ア、イ (略) ウ 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。 4、5 (略) 6 福祉避難所の整備 要配慮者の避難所として福祉避難所を指定し、地域に密着した要配慮者対策活動が行えるよう整備を図る。 (追加) 7 (略) 8 社会福祉施設等における対策 (1)～(5) (略) 資料 「様式・資料集」災害時における要援護者等の受入に	<u>れるよう努めるものとする。</u> <u>(4) 避難行動要支援者の移送等</u> 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所等から<u>指定</u>福祉避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (1)、(2) (略) (3) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>外国人旅行者</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 ア、イ (略) ウ 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所、<u>指定</u>福祉避難所及び避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするともに、多言語化を推進する。 4、5 (略) 6 <u>指定</u>福祉避難所の整備 要配慮者の避難所として<u>指定</u>福祉避難所を指定し、地域に密着した要配慮者対策活動が行えるよう整備を図る。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> 7 (略) 8 社会福祉施設等における対策 (1)～(5) (略) 資料 「様式・資料集」災害時における要援護者等の受入に	表記の整理 表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		関する協定書（資料 5-55） 9 要配慮者利用施設に係る災害対策 災害時に、自主避難が困難な要配慮者利用施設に係る土砂災害対策の推進を図る (1) <u>土砂災害危険箇所</u>、<u>山地災害危険地区</u>など土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者利用施設を調査し、把握する。 10 避難行動の促進対策 (1) 避難勧告等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難<u>勧告</u>等を発令する。 (2) 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難<u>勧告</u>等の伝達手段の多重化・多様化を図る。 (3) （略） (4) さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難<u>勧告</u>等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、I P 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。	関する協定書（資料 5-61） 9 要配慮者利用施設に係る災害対策 災害時に、自主避難が困難な要配慮者利用施設に係る土砂災害対策の推進を図る (1) <u>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</u>などに所在する要配慮者利用施設を調査し、把握する。 10 避難行動の促進対策 (1) 避難<u>情報</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難<u>情報</u>を発令する。 (2) 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難<u>情報</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。 (3) （略） (4) さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難<u>情報</u>が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、I P 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。	表記の整理 県が土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査を全て終えたことによる修正 災害対策基本法の改正に伴う修正
47	27	第 6 節 避難<u>勧告</u>等の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 <u>避難指示（緊急）</u>、避難<u>勧告</u>、避難準備・高齢者等避難開始等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (1)、(2) （略） (3) 「避難<u>勧告</u>に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難<u>勧告</u>等を発令でき	第 6 節 避難<u>情報</u>の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 <u>避難情報</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (1)、(2) （略） (3) 「避難<u>情報</u>に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難<u>情報</u>を発令できる	災害対策基本法の改正に伴う修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		るよう具体的な区域を設定する。 ア 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等） イ <u>土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u>に基づく土砂災害（特別）警戒区域、<u>土砂災害危険箇所、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</u>に基づく急傾斜地崩壊危険区域等） (5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて５段階の警戒レベルを付記するとともに避難<u>勧告等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めること (6) <u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保（垂直避難等）」の安全確保措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況（「警戒レベル５」）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があることにも留意すること</u> (7) <u>避難勧告等</u>の発令基準等については、次の点に留意すること ア 避難の<u>勧告・指示</u>を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するように努めるものとする。 また、避難<u>勧告等</u>の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル４〕避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、	よう具体的な区域を設定する。 ア 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等） イ 土砂災害が発生するおそれのある土地（<u>土砂災害防止法</u>に基づく土砂災害（特別）警戒区域等） (5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて５段階の警戒レベルを付記するとともに避難<u>情報</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めること (6) <u>洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（「警戒レベル５」）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること</u> (7) <u>避難情報</u>の発令基準等については、次の点に留意すること ア 避難の指示等を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するように努めるものとする。 また、避難<u>情報</u>の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル４〕避難指示については、<u>災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要</u>	表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。<u>〔警戒レベル５〕災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u> なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。 イ 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。 なお、土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、<u>ただちに〔警戒レベル５〕災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。</u> 2 (略) 3 事前準備 避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を	と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。 <u>〔警戒レベル５〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令されるものではない。</u> なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。 イ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。 なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル５〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。 2 (略) 3 事前準備 避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	
50	9	第7節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略) (1) 市の避難計画 (略) ア 避難勧告等を行う基準及び伝達方法 イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所への経路及び誘導方法 エ 指定緊急避難場所開放、指定避難所及び福祉避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (ア)～(オ) (略) オ 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の管理に関する事項 (ア) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の秩序保持 (イ)～(エ) (略) カ (略) (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 ア～ウ (略) (追加) 2 浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域に関しての措置 浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害（特別）	第7節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略) (1) 市の避難計画 (略) ア 避難情報を行う基準及び伝達方法 イ 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び<u>指定</u>福祉避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び<u>指定</u>福祉避難所への経路及び誘導方法 エ 指定緊急避難場所開放、指定一般避難所及び<u>指定</u>福祉避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (ア)～(オ) (略) オ 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び<u>指定</u>福祉避難所の管理に関する事項 (ア) 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び<u>指定</u>福祉避難所の秩序保持 (イ)～(エ) (略) カ (略) (2) 防災上重要な施設管理者の留意事項 ア～ウ (略) <u>エ 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u> 2 浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域に関しての措置 浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害（特別）	表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		警戒区域の指定を受けた区域に関して、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。	警戒区域の指定を受けた区域に関して、市地域防災計画において、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。	表記の整理
53	6	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 1 市街地の整備 風水害等の災害に対して、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、<u>市全体としての防災性の向上を今後とも推進する。</u> (1) 面的な整備事業の推進 都市機能の強化や災害に強いまちづくりを図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による面的都市基盤整備を推進し、道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、地域環境の改善や防災機能の一層の向上に努める。 (追加)	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 1 市街地の整備 風水害等の災害に対して、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、<u>地域防災計画や立地適正化計画を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u> (1) 面的な整備事業の推進 都市機能の強化や災害に強いまちづくりを図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による面的都市基盤整備を推進し、道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、地域環境の改善や防災機能の一層の向上に努める。 <u>また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u>	対策の追加 都市再生基本方針（R2.9）を踏まえた修正
54	15	2 宅地等の安全対策 (1)～(5) (略) (6) 土砂災害対策の推進 県は、<u>土砂災害危険箇所等について順次、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、災害発生のおそれのある地域を土砂災害（特別）警戒区域に指定している。</u>市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報または警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確	2 宅地等の安全対策 (1)～(5) (略) (6) 土砂災害対策の推進 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、<u>災害発生のおそれのある地域を土砂災害（特別）警戒区域に指定している。</u>市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報または警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難指示等の発令基	県が土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査を全て終

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		立する。また、避難勧告等の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。 (7) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 市防災会議は、<u>土砂災害危険箇所等</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。 イ (略) ウ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合に直ちに<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令することを基本とした具体的な<u>発令判断につながる事項</u>を設定する。 (8) (略) (9) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ア 計画の作成等 (ア) (略) (イ) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 イ (略) ウ 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。（追加） (10)、(11) (略) (追加)	準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。 (7) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 市防災会議は、<u>土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。 イ (略) ウ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>を発令することを基本とした具体的な<u>発令基準</u>を設定する。 (8) (略) (9) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ア 計画の作成等 (ア) (略) (イ) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施<u>及び市への報告</u> イ (略) ウ 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。<u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u> (10)、(11) (略) (12) <u>空き家等の安全対策</u> <u>市は平常時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされ</u>	えたことによる修正 災害対策基本法の改正に伴う修正 水防法の改正に伴う修正 表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>ていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u>	
59	13	第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (1)、(2) (略) (3) 河川等 ア、イ (略) (追加) ウ～コ (略) サ 地下街等の所有者又は管理者における措置 (ア) (略) (イ) 訓練の実施 地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施 (ウ) (略) (追加) シ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (ア) 計画の作成等 a (略)	第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (1)、(2) (略) (3) 河川等 ア、イ (略) ウ 流域治水プロジェクト <u>気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、市・県・国、地元企業等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。</u> エ～サ (略) シ 地下街等の所有者又は管理者における措置 (ア) (略) (イ) 訓練の実施 地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施及び市への報告 (ウ) (略) エ 施設管理者等に対する支援 <u>市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u> ス 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (ア) 計画の作成等 a (略)	対策の追加 水防法の改正に伴う修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		b 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 (イ)～(ウ) (略) (エ) 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。 ス (略)	b 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施<u>及び市への報告</u> (イ)～(ウ) (略) (エ) 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。<u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u> セ (略)	表記の整理
66	28	第3節 防災対策施設の整備 2 指定避難所等 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、可能な限り集団で指定避難所へ避難する。大規模火災が発生した場合で指定避難所に延焼のおそれがあるときは、避難路を經由して広域避難場所等の他の安全な場所へ避難する。そのため、これら避難所の指定及び避難路の選定を行い、整備を図る。(追加) (1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め	第3節 防災対策施設の整備 2 指定避難所等 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、可能な限り集団で指定避難所へ避難する。大規模火災が発生した場合で指定避難所に延焼のおそれがあるときは、避難路を經由して広域避難場所等の他の安全な場所へ避難する。そのため、これら避難所の指定及び避難路の選定を行い、整備を図る。<u>また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u> (1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、	対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
		<u>るものとする。</u>(追加) また、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保するために、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。(追加) なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 ア 指定避難所 (略) <table><tr><td>指定避難所</td><td>(略)</td></tr></table> イ 福祉避難所 (略) <table><tr><td>福祉避難所</td><td>(略)</td></tr></table> ウ (略) エ 指定避難所及び福祉避難所が備えるべき設備 指定避難所及び福祉避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。 オ (略) (2) (略) (3) 避難路の整備	指定避難所	(略)	福祉避難所	(略)	<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u> さらに、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保するために、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。<u>ただし、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 ア 指定<u>一般</u>避難所 (略) <table><tr><td>指定<u>一般</u>避難所</td><td>(略)</td></tr></table> イ <u>指定</u>福祉避難所 (略) <table><tr><td><u>指定</u>福祉避難所</td><td>(略)</td></tr></table> ウ (略) エ 指定一般避難所及び指定福祉避難所が備えるべき設備 指定<u>一般</u>避難所及び<u>指定</u>福祉避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。 オ (略) (2) (略) (3) 避難路の整備	指定 <u>一般</u> 避難所	(略)	<u>指定</u> 福祉避難所	(略)	対策の追加 表記の整理 表記の整理 物品の追加
指定避難所	(略)											
福祉避難所	(略)											
指定 <u>一般</u> 避難所	(略)											
<u>指定</u> 福祉避難所	(略)											

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		各地域と指定避難所、福祉避難所及び指定緊急避難場所を結ぶ避難路は、原則として通学路を選定し、整備を図る。 資料 「様式・資料集」<u>指定避難所（資料２－６－（１））</u> <u>福祉避難所（資料２－６－（２））</u> <u>広域避難場所（資料２－６－（３））</u> <u>緊急避難場所（資料２－６－（４））</u> <u>避難路（資料２－６－（５））</u> (4) 避難に関する広報 市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・ＰＲ紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。 (略) ア 指定緊急避難場所等の広報 次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 (ア) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の名称 (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の所在位置 (ウ) (略) (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所への経路 (オ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の区分 (カ) その他必要な事項 a 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の役	各地域と指定<u>一般</u>避難所、指定福祉避難所及び指定緊急避難場所を結ぶ避難路は、原則として通学路を選定し、整備を図る。 資料 「様式・資料集」<u>避難所等（資料２－６）</u> (4) 避難に関する広報 市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所、指定福祉避難所及び災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・ＰＲ紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。 (略) ア 指定緊急避難場所等の広報 次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 (ア) 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所の名称 (イ) 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所の所在位置 (ウ) (略) (エ) 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所への経路 (オ) 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所の区分 (カ) その他必要な事項 a 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避	表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		割が違うこと b (略) イ 避難のための知識の普及 (ア) (略) (イ) 避難時における知識 a 避難勧告等が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、<u>指定緊急避難場所への移動を原則とすること</u> b (略) c <u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保（垂直避難等）」を行うべきこと</u> d 【警戒レベル5】<u>災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は命を守るための最善の行動をとる必要があること</u> (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所滞在中の心得 (5) 避難所の運営体制の整備 ア 県が作成した「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」や「<u>妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン</u>」などを参考に、各	難所の役割が違うこと b (略) イ 避難のための知識の普及 (ア) (略) (イ) 避難時における知識 a 避難情報が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、<u>指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とし、あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全か確認しておくこと</u> b (略) c <u>洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと</u> d 【警戒レベル5】<u>緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと</u> (ウ) 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び<u>指定</u>福祉避難所滞在中の心得 (5) 避難所の運営体制の整備 (削除)	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</u> イ 市は、<u>マニュアルの作成、訓練等</u>を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 ウ～カ (略) (追加) キ 感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成する「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて<u>検討するよう努めるものとする。</u> (追加)	ア 市は、<u>避難所運営マニュアルを活用し、市民、自主防災組織及びボランティア等が協力して避難所の運営が行えるよう訓練等</u>を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、<u>熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする</u> イ～オ (略) カ 市は、<u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難所の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> キ 感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成する「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、<u>可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u> ク <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u>	避難所運営マニュアルの策定に伴う修正 対策の追加
72	13	第４節 ライフライン施設 ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことができないものであることから、施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 また、市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電力</u>事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。	第４節 ライフライン施設 ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことができないものであることから、施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 また、市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電気</u>事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		さらに、県、電気事業者及び電気通信事業者が倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等を実施する際には、市は協力を努めるものとする。	さらに、県、電気事業者及び通信事業者が倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等を実施する際には、市は協力を努めるものとする。	表記の整理
75	16	第5章 市民等のとるべき措置 1 家庭においてとるべき措置 (1)～(3) (略) (4) 家庭内で、防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。 ア～ウ (略) エ 浸水の<u>恐れ</u>のある箇所については、事前に対策を講ずる。 2 職場においてとるべき措置 (1) 防火管理者、保安責任者等を中心に、職場で防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。 ア～オ (略) カ 浸水の<u>恐れ</u>のある箇所については、事前に対策を講ずる。	第5章 市民等のとるべき措置 1 家庭においてとるべき措置 (1)～(3) (略) (4) 家庭内で、防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。 ア～ウ (略) エ 浸水の<u>おそれ</u>のある箇所については、事前に対策を講ずる。 2 職場においてとるべき措置 (1) 防火管理者、保安責任者等を中心に、職場で防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。 ア～オ (略) カ 浸水の<u>おそれ</u>のある箇所については、事前に対策を講ずる。	表記の整理
78	14	第6章 企業防災の促進 第2節 対策 1 企業の取組 (1) (略) (2) 生命の安全確保 (略) また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	第6章 企業防災の促進 第2節 対策 1 企業の取組 (1) (略) (2) 生命の安全確保 (略) また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>並びに、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため</u>、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	表記の整理
81	13	第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 1 (略)	第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 1 (略)	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		2 災害警戒本部 (1) 設置 ア 市長は、春日井市に大雨注意報若しくは洪水注意報、台風に伴う強風注意報、庄内川又は八田川に水防警報（準備）、<u>大雪注意報</u>又は大雪警報が発表されたときは、気象情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。 イ、ウ （略） (2)～(4) （略） 3 災害対策本部 (1)～(5) （略） 災害対策本部組織図 春日井市災害対策本部 春日井市防災会議 「春日井市災害対策本部（現地災害対策本部）」 本部長（市長） 本部長付（企画政策部長） 副本部長（副市長、教育長） 部長（総務部長、総務部参事、企画政策部長、財政部長、市民生活部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、青少年子ども部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、建設部長兼まちづくり推進部次長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長） 本部事務局 動員部 情報管理部 市民窓口部 技術部 消防公安部 避難部 救護福祉部 物資供給部 衛生部 ボランティア部 会計部 消防補助員 指定避難所 福祉避難所 施設設備 態勢 部長会議 4 （略） 5 配備態勢等	2 災害警戒本部 (1) 設置 ア 市長は、春日井市に大雨注意報若しくは洪水注意報、台風に伴う強風注意報、庄内川又は八田川に水防警報（準備）又は大雪警報が発表されたときは、気象情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。 イ、ウ （略） (2)～(4) （略） 3 災害対策本部 (1)～(5) （略） 災害対策本部組織図 春日井市災害対策本部 春日井市防災会議 「春日井市災害対策本部（現地災害対策本部）」 本部長（市長） 本部長付（企画政策部長） 副本部長（副市長、教育長） 部長（総務部長、総務部参事、企画政策部長、財政部長、市民生活部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、青少年子ども部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、建設部長兼まちづくり推進部次長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長） 本部事務局 動員部 情報管理部 市民窓口部 技術部 消防公安部 避難部 救護福祉部 物資供給部 衛生部 ボランティア部 会計部 消防補助員 指定一般避難所 指定福祉避難所 施設設備 態勢 部長会議 4 （略） 5 配備態勢等	防災体制の変更に伴う修正

頁	行	修 正 前					修 正 後					備 考
		(1) 配備態勢					(1) 配備態勢					表記の整理
		種別		配備基準	配備要員	主な活動内容	種別		配備基準	配備要員	主な活動内容	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		対策本部	初動態勢	(略)	1～3 (略) 4 その他技術部の課は、別に指示する職員 5 避難部の課は、課長及び主幹全員、管理職（課長及び主幹を除く）・主査職の半数 6～13 (略) 14 指定避難所配備職員各2名（追加）	(略)	対策本部	初動態勢	(略)	1～3 (略) 4 その他技術部の各課は、別に指示する職員 5 避難部の各課は、課長及び主幹全員、管理職（課長及び主幹を除く）・主査職の半数 6～13 (略) 14 指定一般避難所配備職員各2名 15 指定福祉避難所運営班は、別に指示する職員	(略)	
			第1次非常配備態勢		1～3 (略) 4 その他技術部の課は、別に指示する職員 5～9 10 指定避難所配備職員各2名 11 指定避難所配備職員以外の消防補助員は、状況により招集			第1次非常配備態勢		1～3 (略) 4 その他技術部の各課は、別に指示する職員 5～9 10 指定一般避難所配備職員各2名 11 その他の消防補助員は、状況により招集		
			第2次非常配備態勢	(略)	1～3 (略) 4、5 (略) 6 指定避難所配備職員各2名 7 指定避難所配備職員以外	(略)		第2次非常配備態勢	(略)	1～3 (略) 4 救護福祉部は、全職員の半数 5、6 (略) 7 指定一般避難所配備職員各2名 8 その他の消防補助員は、	(略)	

頁	行	修 正 前					修 正 後					備 考
					の消防補助員は、状況により招集				状況により招集		表記の整理	
		(注) 1～3 (略) 4 指定避難所配備職員は、消防補助員のうち、あらかじめ各指定避難所への配備が指定されている者をいう。 5 指定避難所配備職員以外の消防補助員は別に定める招集態勢を執る。 施設配備態勢					(注) 1～3 (略) 4 指定一般避難所配備職員は、消防補助員のうち、あらかじめ各指定避難所への配備が指定されている者をいう。 5 指定一般避難所配備職員以外の消防補助員は別に定める招集態勢を執る。 施設配備態勢					
		種 別	配備要員		主 な 活 動 内 容	種 別	配備要員		主 な 活 動 内 容			
		初動態勢	スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職1名		(略)	初動態勢	各ふれあいセンター、知多公民館、鷹来公民館、坂下公民館、青年の家、東部市民センター、少年自然の家は、施設長外1名 スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、都市緑化植物園、文化財課の管理職各1名		(略)			
		第1次非常配備態勢	(略)			指定管理	指定福祉避難所は、施設職員1名					
		第2次非常配備態勢	(略)			第1次非常配備態勢	(略)					
					指定管理	市の参集基準に準ずる 指定福祉避難所は、施設職員2名						
					第2次非常配備態勢	(略)						
					指定管理	市の参集基準に準ずる 指定福祉避難所は、施設職員2名						
91	11	第2節 広域応援等の要請及び受入れ 1 職員の派遣要請 (4) 被災市町村への職員派遣					第2節 広域応援等の要請及び受入れ 1 職員の派遣要請 (4) 被災市町村への職員派遣					

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 2 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条） 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (1) (略) 3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条） 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。 なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。 市では、災害時における相互応援に関する協定を旧尾張北部広域行政圏構成市町、東尾張地区各市町及び施行時特例市各市と結んでおり、災害の規模等必要に応じて応援要請を行う。 (1)、(2) (略) (3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属する C ブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和 2 年度は、<u>本市が代表市となっているため、被災した場合は、副代表市である岸和田市へ応援を要請する。</u> ア、イ (略) ウ 副代表市の防災担当部署 C ブロック副代表市 岸和田市	市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> 2 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条） 市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、</u>知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (1) (略) 3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条） 市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、</u>他の市町村長に対して応援を求めることができる。 なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。 市では、災害時における相互応援に関する協定を旧尾張北部広域行政圏構成市町、東尾張地区各市町及び施行時特例市各市と結んでおり、災害の規模等必要に応じて応援要請を行う。 (1)、(2) (略) (3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属する C ブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和 3 年度は、<u>岸和田市が代表市となっている。</u> ア、イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 C ブロック代表市 岸和田市	対策の追加 表記の整理 表記の整理
100	18	第 4 節 ボランティアとの連携 1 災害救援ボランティアセンターの設置 (1) 大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンターを設置する。(追加)	第 4 節 ボランティアとの連携 1 災害救援ボランティアセンターの設置 (1) 大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンターを設置する。<u>また、市は共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、市社会福祉協議会に委託</u>	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
		(2) (略) (3) ボランティア団体等との連携 (略)	する。 (2) (略) (3) ボランティア団体等との連携 (略)	
102	3	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう、	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考				
		1、2 （略） 3 通信の確保 (1)、(2) （略） (3) 直接通信連絡線（ホットライン）は、次の機関との通信連絡に活用する。 <table><tr><td>機関名</td><td>春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガス株式会社春日井営業所</td></tr></table> 4 非常通信 (1) 非常通信の依頼 (略) 県災害対策本部へ通じる非常通信ルート	機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガス株式会社春日井営業所	災害に関する情報の共有に努める。 1、2 （略） 3 通信の確保 (1)、(2) （略） (3) 直接通信連絡線（ホットライン）は、次の機関との通信連絡に活用する。 <table><tr><td>機関名</td><td>春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社東海支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガス株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所</td></tr></table> 4 非常通信 (1) 非常通信の依頼 (略) 県災害対策本部へ通じる非常通信ルート	機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社東海支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガス株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所	名称変更に伴う修正
機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガス株式会社春日井営業所							
機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社東海支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガス株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所							
104	8	第2節 気象情報等の収集及び伝達 1 気象情報 (1) 情報伝達系統	第2節 気象情報等の収集及び伝達 1 気象情報 (1) 情報伝達系統					

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		気象、水象に関する特別警報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。 (注) 1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。 2 名古屋地方気象台から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 (2) 特別警報・警報等の種類及び発表基準 (略) ア 特別警報	気象、水象に関する特別警報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。 ※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 (2) 特別警報・警報等の種類及び発表基準 (略) ア 特別警報	表記の整理

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
		種 類	発 表 基 準	種 類	発 表 基 準	表記の整理
		暴風特別警報	数十年に一度の <u>強さ</u> の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴風特別警報	数十年に一度の <u>強度</u> の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		大雨特別警報 (警戒レベル5 相当情報)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、 <u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u>	大雨特別警報 (警戒レベル5 相当情報)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される <u>場合</u>	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		イ (略)		イ (略)		
		ウ 注意報		ウ 注意報		
		種 類	発 表 基 準	種 類	発 表 基 準	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		雷注意報	落雷等により災害が発生する <u>おそれがある</u> と予想される場合	雷注意報	落雷等により <u>被害</u> が予想される場合	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		着氷・着雪 注意報	著しい着氷（着雪） <u>により通信線や送電線などへの被害が起こるおそれがあると予想される場合</u>	着氷・着雪 注意報	著しい着氷（着雪） <u>が</u> 予想される場合	
		(注) 1～3 (略)		(注) 1～3 (略)		
		オ 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害]) 大雨による <u>土砂災害発生</u> の危険度が高まったとき、市長が避難 <u>勧告</u> 等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する防災情報。		オ 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害]) <u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が避難情報</u> を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する防災情報。		
		2～5 (略)		2～5 (略)		
		6 市民への伝達方法		6 市民への伝達方法		
		(1) (略)		(1) (略)		
		(2) 土砂崩れ等の危険がある地域で一定の雨量が観測されたときは、広報車等によって避難 <u>勧告</u> 等を行う。		(2) 土砂崩れ等の危険がある地域で一定の雨量が観測されたときは、広報車等によって避難 <u>指示</u> 等を行う。		表記の整理
115	5	第3節 被害情報の収集及び伝達 (略) この場合において、市長は被害の発生地域、避難 <u>勧告</u> 等の措置		第3節 被害情報の収集及び伝達 (略) この場合において、市長は被害の発生地域、避難 <u>情報</u> の措置を		表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																						
		を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。 1 情報の収集及び伝達 (3) 情報収集・伝達項目 <table><tr><th colspan="2">収集・伝達の対象となる被害等</th><th>伝達内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="8">建 物 被 害</td><td>全壊</td><td rowspan="8">(略)</td></tr><tr><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>(追加)</td></tr><tr><td>半壊</td></tr><tr><td>準半壊</td></tr><tr><td>準半壊に至らない (一部損壊)</td></tr><tr><td>床上浸水</td></tr><tr><td>床下浸水</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 2 建物の被災調査 (1) 実地調査 <u>本部事務局総務班</u>は調査班を編成し、<u>全棟被害調査</u>を実施し、建物の被害認定を行う。 なお、実地調査に当たっては、人的被害・住家等被害調査票（第 15 号様式）を使用し、被災者台帳として保存する。 <u>(2) 認定基準</u> <u>(3) (略)</u> 3～5 (略) 6 被災者台帳の<u>作成</u> 被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的	収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容	(略)	(略)	(略)	建 物 被 害	全壊	(略)	大規模半壊	(追加)	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)	床上浸水	床下浸水	(略)		(略)	を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。 1 情報の収集及び伝達 (3) 情報収集・伝達項目 <table><tr><th colspan="2">収集・伝達の対象となる被害等</th><th>伝達内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="8">建 物 被 害</td><td>全壊</td><td rowspan="8">(略)</td></tr><tr><td>大規模半壊</td></tr><tr><td><u>中規模半壊</u></td></tr><tr><td>半壊</td></tr><tr><td>準半壊</td></tr><tr><td>準半壊に至らない (一部損壊)</td></tr><tr><td>床上浸水</td></tr><tr><td>床下浸水</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 2 建物の被災調査 (1) 実地調査 <u>情報管理部収集整理班</u>は調査班を編成し、<u>被災地域において被害調査</u>を実施し、建物の被害認定を行う。 なお、実地調査に当たっては、人的被害・住家等被害調査票（第 15 号様式）を使用し、被災者台帳として保存する。 (削除) <u>(2) (略)</u> 3～5 (略) 6 被災者台帳の<u>活用</u> 被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的	収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容	(略)	(略)	(略)	建 物 被 害	全壊	(略)	大規模半壊	<u>中規模半壊</u>	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)	床上浸水	床下浸水	(略)		(略)	表記の整理 表記の整理
収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容																																								
(略)	(略)	(略)																																								
建 物 被 害	全壊	(略)																																								
	大規模半壊																																									
	(追加)																																									
	半壊																																									
	準半壊																																									
	準半壊に至らない (一部損壊)																																									
	床上浸水																																									
	床下浸水																																									
(略)		(略)																																								
収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容																																								
(略)	(略)	(略)																																								
建 物 被 害	全壊	(略)																																								
	大規模半壊																																									
	<u>中規模半壊</u>																																									
	半壊																																									
	準半壊																																									
	準半壊に至らない (一部損壊)																																									
	床上浸水																																									
	床下浸水																																									
(略)		(略)																																								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。	に集約した被災者台帳を適用し、その情報について関係部署間で共有する。	
124	25	第4節 市民への広報及び相談窓口 1 災害情報の広報 (1)～(3) (略) (4) 避難指示及び勧告に関すること。 (5)、(6) (略) 2、3 (略) 4 広報の手段 (1) (略) (2) マスメディア ア (略) イ 災害情報の提供 (ア)～(オ) (略) (カ) 市民に対する避難勧告等の状況	第4節 市民への広報及び相談窓口 1 災害情報の広報 (1)～(3) (略) (4) 避難情報に関すること。 (5)、(6) (略) 2、3 (略) 4 広報の手段 (1) (略) (2) マスメディア ア (略) イ 災害情報の提供 (ア)～(オ) (略) (カ) 市民に対する避難情報の状況	表記の整理
130	3	第3章 消防・救助活動 第1節 消防活動 4 航空機事故による災害対策 (1) 情報の伝達系統 ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合（関係分）	第3章 消防・救助活動 第1節 消防活動 4 航空機事故による災害対策 (1) 情報の伝達系統 ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合（関係分）	

頁	行	修正前	修正後	備考
		名古屋飛行場管制所（航空自衛隊小牧基地） 航空自衛隊小牧基地 愛知県名古屋空港事務所 （建設局航空対策課） 尾張中北消防指令センター （西春日井広域事務組合消防本部 小牧市消防本部 春日井市消防本部 名古屋市消防局） 三菱重工業㈱小牧南工場 愛知県警察本部 公益社団法人愛知県医師会 日本赤十字社愛知県支部 救急救命センター※ 愛知県名古屋飛行場救難救助隊 航空機運航者 国土交通省航空局 国土交通省大阪航空局 国土交通省大阪航空局 中部空港事務所 陸上自衛隊第10師団 豊山町、春日井市、小牧市、名古屋市、江南市、岩倉市、 犬山市、北名古屋市、大口町 愛知県防災安全局 愛知県保健医療局医務課 一般社団法人愛知県歯科医師会 地元医師会 DMA T 指定医療機関 ※救急救命センター 小牧市民病院 春日井市民病院 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター 愛知医科大学病院 独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院	名古屋飛行場管制所（航空自衛隊小牧基地） 航空自衛隊小牧基地 愛知県名古屋空港事務所 （都市・交通局航空空港課） 尾張中北消防指令センター （西春日井広域事務組合消防本部 小牧市消防本部 春日井市消防本部 名古屋市消防局） 三菱重工業㈱小牧南工場 愛知県警察本部 公益社団法人愛知県医師会 日本赤十字社愛知県支部 救急救命センター※ 愛知県名古屋飛行場救難救助隊 航空機運航者 国土交通省航空局 国土交通省大阪航空局 国土交通省大阪航空局 中部空港事務所 陸上自衛隊第10師団 豊山町、春日井市、小牧市、名古屋市、江南市、岩倉市、 犬山市、北名古屋市、大口町 愛知県防災安全局 愛知県保健医療局医務課 一般社団法人愛知県歯科医師会 地元医師会 DMA T 指定医療機関 ※救急救命センター 小牧市民病院 春日井市民病院 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター 愛知医科大学病院 独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		イ 空港外周辺地域で災害が発生した場合（関係分） （7）民間航空機の場合	イ 空港外周辺地域で災害が発生した場合（関係分） （7）民間航空機の場合	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		(イ) 自衛隊機の場合 5、6 (略) 7 大規模火災対策 (1) (略) (2) 市の措置 ア (略) イ 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第5章第1節「避難」の定めにより実施する。 8 林野火災対策 (1) (略)	(イ) 自衛隊機の場合 5、6 (略) 7 大規模火災対策 (1) (略) (2) 市の措置 ア (略) イ 地域住民等の避難の指示等については、第5章第1節「避難」の定めにより実施する。 8 林野火災対策 (1) (略)	表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(2) 市の措置 ア (略) イ 地域住民等の避難の<u>勧告又は指示等</u>については、第5章第1節「避難」の定めにより実施する。	(2) 市の措置 ア (略) イ 地域住民等の避難の指示等については、第5章第1節「避難」の定めにより実施する。	
144	4	第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 1 (略) 2 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 また、市及び県は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 1 (略) 2 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u> また、市及び県は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員確保制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	表記の整理
150	3	第5章 救援及び救護 第1節 避難 <u>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な【警戒レベル4】避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。</u> <u>避難勧告等の発令に際し、速やかに立ち退き避難を促す情報は、【警戒レベル4】避難勧告を基本とする。</u> <u>避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保（垂直避難等）」の安全確保措置を指示することができる。</u> <u>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</u> <u>その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその</u>	第5章 救援及び救護 第1節 避難 1 <u>避難情報</u> <u>速やかに立退き避難を促す情報は、【警戒レベル4】避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。</u> <u>洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。</u> <u>また、既に災害が発生または切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合においては、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることに留意する。</u> (1) <u>【警戒レベル5】緊急安全確保</u> <u>災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促</u>	計画の構成見直しに伴う修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示する。 【警戒レベル４】避難勧告の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。(追加) 【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始の発令により、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定避難所等を開設する。 なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意し、危険の切迫性に応じて５段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 避難勧告等の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 1 避難勧告等 (1) 実施責任者・区分等 (略)	したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令されるものではない。 (2) 【警戒レベル４】避難指示 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な【警戒レベル４】避難指示を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。 避難指示の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。 また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。 (3) 【警戒レベル３】高齢者等避難 避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。 また、必要に応じ、【警戒レベル３】高齢者等避難の発令等とあわせて避難所を開設する。 なお、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において【警戒レベル３】高齢者等避難を発令する。 (4) 対象地域の設定 避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。 (5) 避難情報の伝達 避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(2) <u>【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始(略)</u> (3) <u>【警戒レベル4】避難勧告、避難指示(緊急)※(略)</u> ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令 (4) <u>【警戒レベル5】災害発生情報(略)</u> (5) <u>避難勧告等の発令</u> <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)の発令は、対策本部部長会議で決定する。</u> (6) <u>避難勧告及び避難指示(緊急)等の時期</u> <u>避難勧告及び避難指示(緊急)は、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものとし、避難所で滞在するための衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。</u> <u>また、避難勧告や避難指示(緊急)に至る前から、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</u> (7) <u>市民への周知</u> <u>避難勧告及び避難指示(緊急)等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、広報車の巡回、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)などの伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。</u> <u>また、避難勧告又は避難指示(緊急)の理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</u> <u>このほか、災害情報共有システム(Lアラート)に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報入手できるよう努める。</u> <u>市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</u>	<u>5段階の警戒レベルを付記するとともに避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</u> (6) <u>事前の情報提供</u> <u>避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u> (7) <u>避難情報の発令</u> <u>避難情報の発令は、対策本部会議で決定する。</u> (8) <u>避難指示の時期</u> <u>避難指示は、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものとし、避難所で滞在するための衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。</u> <u>また、避難指示に至る前から、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</u> (9) <u>市民への周知</u> <u>避難情報は、災害の状況及び地域の実情に応じ、広報車の巡回、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)などの伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。</u> <u>また、避難指示の理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</u> <u>このほか、災害情報共有システム(Lアラート)に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インター</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(8) <u>関係機関の相互連絡</u> <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）をした者及び機関は、速やかに関係各機関に連絡をする</u> <u>とともに、その内容について相互に通報連絡するものとする。</u> (9) <u>災害が発生し、被災した住民の市域を越えての避難が必要となる場合は、県内市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。</u> (10) <u>知事等への助言の要求</u> <u>（略）</u> <u>また、知事は時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとされている。</u> (11) <u>ホットラインによる情報提供・共有</u> <u>県は、「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難勧告等に資する情報提供を行う。</u> (12)～(14) <u>（略）</u>	<u>ネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入力できるよう努める。</u> <u>市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</u> (10) <u>関係機関の相互連絡</u> <u>高齢者等避難、避難指示をした者及び機関は、速やかに関係各機関に連絡をするとともに、その内容について相互に通報連絡するものとする。</u> (11) <u>知事等への助言の要求</u> <u>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</u> <u>また、知事は時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとされている。</u> (12) <u>ホットラインによる情報提供・共有</u> <u>県は、「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難指示等に資する情報提供を行う。</u> (13) <u>災害応急対策責任者（災害対策基本法第 51 条）は、気象警報及び災害に関する情報等の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう、活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。</u> (14) <u>市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		避難勧告等の連絡系統 (追加) 2 避難誘導 (略) (1) 誘導に当たっては、自主防災組織等の協力を得て、地域ごとの集団避難を行うものとし、一時的に公園等の緊急避難場所等に集合させた後、避難所（指定避難所及び福祉避難所）に誘導する。 (2)～(4) (略)	避難指示等の連絡系統 2 広域避難 市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先が市内の指定避難所及び指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県と市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。 また、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 さらに、避難者のニーズを十分に把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。 3 避難誘導 (略) (1) 誘導に当たっては、自主防災組織等の協力を得て、地域ごとの集団避難を行うものとし、一時的に公園等の緊急避難場所等に集合させた後、避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所）に誘導する。 (2)～(4) (略)	対策の追加 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		避難の方法 3 (略) 4 土砂災害警戒区域等の避難体制 <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）第6条の規定により愛知県知事から指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「警戒区域等」という。）の警戒避難体制は、次のとおりとする。</u> (1)、(2) (略) (3) 避難体制 <u>警戒体制下において、警戒区域等の状況に応じ避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の発令を的確に行う。</u> 5 避難所の開設 災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、<u>避難所を必要に応じて開設するものとし、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。 <u>あわせて、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福</u>	避難の方法 4 (略) 5 土砂災害警戒区域等の避難体制 <u>土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等（以下「警戒区域等」という。）の警戒避難体制は、次のとおりとする。</u> (1)、(2) (略) (3) 避難体制 <u>警戒体制下において、警戒区域等の状況に応じ避難情報の発令を的確に行う。</u> 6 避難所の開設 災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、<u>災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するものとし、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。 <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独</u>	表記の整理 対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		祉避難所として開設するよう努めるものとする。 (略) (略) (1) 指定避難所等 ア 指定避難所 避難部は、施設管理者の協力を得て指定避難所を開設する。 イ 福祉避難所 指定された施設の管理者は、福祉避難所を開設する。 (2) 開設の時期 ア (略) イ 災害発生のおそれがあり、災害対策本部の部長会議において、避難勧告等の発令が決定されたとき。 (3) (略) <u>6</u> 避難所の管理運営 (略) また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。 (1)～(7) (略) (8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 (追加)	<u>立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u> (略) (1) 指定避難所等 ア 指定<u>一般</u>避難所 避難部は、施設管理者の協力を得て指定<u>一般</u>避難所を開設する。 イ <u>指定福祉</u>避難所 指定された施設の管理者は、<u>指定福祉</u>避難所を開設する。 (2) 開設の時期 ア (略) イ 災害発生のおそれがあり、災害対策本部の部長会議において、避難<u>情報</u>の発令が決定されたとき。 (3) (略) <u>7</u> 避難所の管理運営 (略) また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u> (1)～(7) (略) (8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など</u>、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 (9) <u>指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DV</u>	表記の整理 対策の追加 対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(9)、(10) (略) (11) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置を講ずること。 なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」を参考に配慮すること。 (12)、(13) (略) (14) 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「<u>避難所</u>ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (15)～(17) (略)	についての発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず、安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。<u>また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u> (10)、(11) (略) (12) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置を講ずること。 なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「<u>春日井市避難所運営マニュアル</u>」を参考に配慮すること (13)、(14) (略) (15) 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「<u>ペット登録台帳</u>」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (16)～(18) (略)	表記の整理
160	21	第2節 給水 (略) 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書 (資料5－37) 水道事故等による相互応援協定 (資料5－38) 災害時等の緊急応援給水に関する覚書(資料5－39) 災害時における飲料水の供給に関する協定(資料5－40) (追加)	第2節 給水 (略) 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書 (資料5－41) 水道事故等による相互応援協定 (資料5－42) 災害時等の緊急応援給水に関する覚書(資料5－43) 災害時における飲料水の供給に関する協定(資料5－44) <u>緊急連絡管の使用に関する変更協定</u>	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考												
			書（資料 5-45） 緊急連絡管の使用に関する協定書 （資料 5-46）													
161	11	第 3 節 食糧 1 食糧の供給 (1) (略) (2) 調達及び搬送 ア 備蓄食糧 指定避難所等で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。（追加） イ、ウ (略) (3)、(4) (略) 2 炊出し (1) 主食等の調達 ア (略) イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第 4 章第10の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。 ウ～オ (略) (2) (略) 3 (略) 4 食糧等の調達に関する協定 (略) <table><tr><th>協 定 先</th><th>物 資 の 種 別</th></tr><tr><td>(略) (追加)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 資料 「様式・資料集」 災害時における物資調達に関する協定(資料 5－56～61) 災害時における支援協力に関する協	協 定 先	物 資 の 種 別	(略) (追加)	(略)	(略)	(略)	第 3 節 食糧 1 食糧の供給 (1) (略) (2) 調達及び搬送 ア 備蓄食糧 指定避難所等で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。<u>また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u> イ、ウ (略) (3)、(4) (略) 2 炊出し (1) 主食等の調達 ア (略) イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第 4 章Ⅰ第 11 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。 ウ～オ (略) (2) (略) 3 (略) 4 食糧等の調達に関する協定 (略) <table><tr><th>協 定 先</th><th>物 資 の 種 別</th></tr><tr><td>(略) 中部薬品株式会社</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 資料 「様式・資料集」 災害時における物資調達に関する協定(資料 5－63～68) 災害時における支援協力に関する協	協 定 先	物 資 の 種 別	(略) 中部薬品株式会社	(略)	(略)	(略)	表記の整理 表記の整理 協定締結先追加による修正 表記の整理
協 定 先	物 資 の 種 別															
(略) (追加)	(略)															
(略)	(略)															
協 定 先	物 資 の 種 別															
(略) 中部薬品株式会社	(略)															
(略)	(略)															

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考												
		定（資料５－ <u>69</u> 、 <u>70</u> 、 <u>72</u> 、 <u>76</u> 、 <u>77</u> ） <u>愛知県応急用米穀取扱要領</u> （資料６－５）	定（資料５－ <u>76</u> 、 <u>77</u> 、 <u>79</u> 、 <u>83</u> 、 <u>84</u> ） <u>災害救助法又は国民保護法の適用の ない場合の応急用米穀の取扱要領</u> （資料６－５）													
164	13	第４節 生活必需品 １ （略） ２ 調達及び搬送 （１） 備蓄品 指定避難所等で備蓄する生活必需品は、必要に応じて他の 避難所等との融通を図る。（追加） ３、４ （略） ５ 物資の調達に関する協定 （略） <table><tr><td>協 定 先</td><td>物 資 の 種 別</td></tr><tr><td>（略） （追加）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 資料 「様式・資料集」災害時における物資調達に関する協 定（資料５－ <u>56</u> ～ <u>62</u> 、 <u>66</u> ） 災害時における支援協力に関する協 定（資料５－ <u>69</u> ～ <u>72</u> 、 <u>76</u> 、 <u>77</u> ）	協 定 先	物 資 の 種 別	（略） （追加）	（略）	（略）	（略）	第４節 生活必需品 １ （略） ２ 調達及び搬送 （１） 備蓄品 指定避難所等で備蓄する生活必需品は、必要に応じて他の 避難所等との融通を図る。 <u>また、調達にあたっては、要配慮 者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u> ３、４ （略） ５ 物資の調達に関する協定 （略） <table><tr><td>協 定 先</td><td>物 資 の 種 別</td></tr><tr><td>（略） <u>中部薬品株式会社</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 資料 「様式・資料集」災害時における物資調達に関する協 定（資料５－ <u>63</u> ～ <u>69</u> 、 <u>73</u> ） 災害時における支援協力に関する協 定（資料５－ <u>76</u> ～ <u>79</u> 、 <u>83</u> 、 <u>84</u> ）	協 定 先	物 資 の 種 別	（略） <u>中部薬品株式会社</u>	（略）	（略）	（略）	表記の整理 <
協 定 先	物 資 の 種 別															
（略） （追加）	（略）															
（略）	（略）															
協 定 先	物 資 の 種 別															
（略） <u>中部薬品株式会社</u>	（略）															
（略）	（略）															

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		災害歯科医療救護に関する協定 (資料 5－49) 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定 (資料 5－50) 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書 (資料 5－51)	災害歯科医療救護に関する協定 (資料 5－55) 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定 (資料 5－56) 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書 (資料 5－57)	
169	5	第 6 節 住宅の確保 (略) 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。 応急仮設住宅の設置については、<u>民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。</u> 1～3 (略) 4 被災住宅の応急修理 (1)～(3) (略) (4) 修理の期間 修理は、原則として災害が発生してから 1 か月以内に完了するものとする。 ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	第 6 節 住宅の確保 (略) 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。 応急仮設住宅の設置については、<u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u> <u>また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u> 1～3 (略) 4 被災住宅の応急修理 (1)～(3) (略) (4) 修理の期間 修理は、原則として災害が発生してから <u>3</u> か月以内 (<u>災害対策基本法に規定する国の災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内</u>) に完了するものとする。 ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	対策の追加 表記の整理

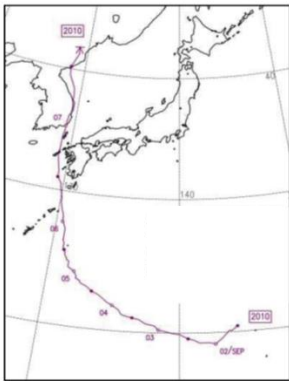
頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
178	3	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (6) 確認対象車両 ア 警報の発令及び伝達並びに避難の<u>勧告又は指示</u> イ～コ (略) (略) 資料 「様式・資料集」要配慮者搬送用公用車(資料4-2) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-<u>56</u>～<u>61</u>、<u>63</u>、<u>66</u>) 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定(資料5-<u>67</u>) 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定(資料5-<u>68</u>) 災害時における人員輸送に関する協定(資料5-<u>25</u>、<u>26</u>) 災害時における自動車等の提供に関する協定(資料5-<u>27</u>) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続き等要領(資料6-4)	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (6) 確認対象車両 ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示 イ～コ (略) (略) 資料 「様式・資料集」要配慮者搬送用公用車(資料4-2) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-<u>62</u>～<u>67</u>、<u>69</u>、<u>72</u>) 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定(資料5-<u>73</u>) 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定(資料5-<u>74</u>) 災害時における人員輸送に関する協定(資料5-<u>27</u>、<u>28</u>) 災害時における自動車等の提供に関する協定(資料5-<u>29</u>) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続き等要領(資料6-4)	表記の整理
179	19	第10節 帰宅困難者対策 市内には、通勤、通学、買物等で、多くの人々が流入しており、<u>警戒宣言が発せられた場合</u>、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が発生することが想定される。特に、大量輸送機関である鉄道の機能が停止または低下した場合、多数の発生が予測される。	第10節 帰宅困難者対策 市内には、通勤、通学、買物等で、多くの人々が流入しており、<u>災害発生時には</u>、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が発生することが想定される。特に、大量輸送機関である鉄道の機能が停止または低下した場合、多数の発生が予測される。	表記の整理
182	5	第6章 要配慮者対策 第1節 支援対策 4 避難行動要支援者の避難支援 (2) 避難行動要支援者の避難支援 平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受	第6章 要配慮者対策 第1節 支援対策 4 避難行動要支援者の避難支援 (2) 避難行動要支援者の避難支援 平常時から名簿情報<u>及び個別避難計画情報</u>を提供すること に同意した避難行動要支援者については、名簿情報<u>及び個別避難計画情報</u>に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。 また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。 (3) 避難行動要支援者の安否確認 避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。 (4) 避難後における避難行動要支援者への対応 地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。	等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。 また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。 (3) 避難行動要支援者の安否確認 避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。 (4) 避難後における避難行動要支援者への対応 地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。	
186	28	第7章 都市施設の応急対策 第2節 ライフライン (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-33)	第7章 都市施設の応急対策 第2節 ライフライン (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-37)	表記の整理
200	5	第9章 廃棄物対策 第1節 ごみ・し尿対策 資料 「様式・資料集」 ごみ処理相互応援に関する協定 (資料5-79) 災害時におけるフロン類の回収に関する協定 (資料5-80) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (資料5-81～84) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 (資料5-85)	第9章 廃棄物対策 第1節 ごみ・し尿対策 資料 「様式・資料集」 ごみ処理相互応援に関する協定 (資料5-87) 災害時におけるフロン類の回収に関する協定 (資料5-88) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (資料5-89～92) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 (資料5-93)	表記の整理
201	9	第2節 がれき対策 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する	第2節 がれき対策 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			要配慮者の輸送 市（県が委任）	
209	4	第4編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 罹災証明書の交付等 【本部事務局部、支援本部、消防公安部】 1 罹災証明書の交付 （略） 本部事務局部は、被災者からの罹災証明交付申請書に対し、<u>全棟被害調査、建物の被害認定結果及び災害対策本部に集約された個別被害調査結果により作成された被災者台帳を確認の上、罹災証明書を発行する。</u> （略） 2 被災者台帳の作成 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、<u>配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成及び管理し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u>	第4編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 罹災証明書の交付等 【市民窓口部、支援本部、消防公安部】 1 罹災証明書の交付 （略） 市民窓口部は、被災者からの罹災証明交付申請書に対し、<u>住家の被害認定結果等により作成された被災者台帳を確認の上、罹災証明書を発行する。</u> （略） 2 被災者台帳の活用 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u>	表記の整理 表記の整理
210	23	第2節 義援金、災害弔慰金等 1 義援金の受付及び配分 (1)～(3) （略） (4) 被災者生活再建支援金 ア 県は、被災者生活再支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により<u>全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯</u>に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。	第2節 義援金、災害弔慰金等 1 義援金の受付及び配分 (1)～(3) （略） (4) 被災者生活再建支援金 ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により<u>その生活基盤に著しい被害を受けた世帯</u>に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。	被災者生活再建支援法の改正に伴う修正
222	3	計画資料 資料3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等	計画資料 資料3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等	

頁	行	修 正 前										修 正 後										備 考
		年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日 最 大 降 雨 量												
			平 均	最 高	最 低	平 均	最 高			月 日	降 雨 量											
		℃	℃	℃	m	m	日	mm	mm													
		平成26年	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0											
		27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0											
		28	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5											
		29	16.2	37.7	-3.4	3.5	20.6	108	1,428.0	10月22日	144.0											
		30	17.3	40.9	-4.0	3.6	28.4	122	1,441.0	8月12日	73.0											
		30年 1	4.0	15.5	-4.0	3.9	14.6	8	31.0	1月8日	12.5											
		2	4.8	16.1	-3.1	3.6	14.9	3	11.5	2月10日	10.0											
		3	11.4	25.3	0.8	4.0	16.9	9	165.0	3月8日	37.5											
		4	17.0	30.5	4.0	3.9	14.0	9	188.5	4月25日	48.5											
		5	20.4	32.8	9.1	3.4	17.9	14	221.0	5月13日	68.0											
		6	23.9	36.6	15.3	3.4	13.8	15	152.5	6月20日	38.5											
		7	29.9	40.9	21.7	4.1	13.7	8	138.0	7月6日	57.0											
		8	30.0	39.6	20.5	3.9	18.4	7	135.0	8月12日	73.0											
		9	23.9	34.4	14.8	3.2	28.4	22	305.0	9月30日	30.5											
		10	19.3	30.5	10.4	3.2	14.2	12	16.5	10月10日	6.0											
		11	14.2	24.3	4.1	3.1	13.5	5	35.0	11月6日	19.0											
		12	8.3	20.1	-1.1	3.8	15.2	10	42.0	12月22日	7.0											
資料：春日井市統計書 令和元年版												情報の追加										
(2) 警報・注意報発表状況																						
		年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日 最 大 降 雨 量												
			平 均	最 高	最 低	平 均	最 高			月 日	降 雨 量											
		℃	℃	℃	m	m	日	mm	mm													
		平成27年	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0											
		28	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5											
		29	16.2	37.7	-3.4	3.5	20.6	108	1,428.0	10月22日	144.0											
		30	17.3	40.9	-4.0	3.6	28.4	122	1,441.0	8月12日	73.0											
		令和元年	17.4	39.1	-2.3	3.5	18.4	112	1,378.5	10月25日	125.0											
		平成31年 1	5.3	13.3	-2.3	4.0	14.8	2	8.0	1月31日	7.5											
		2	7.4	18.2	-0.6	4.0	12.8	4	39.0	2月28日	16.0											
		3	10.3	21.5	1.3	4.0	15.8	9	53.0	3月10日	16.0											
		4	14.3	28.8	2.0	4.1	18.4	10	86.5	4月30日	20.0											
		令和元年 5	21.0	36.0	8.5	3.7	13.5	7	109.0	5月21日	58.0											
		6	23.6	34.1	16.4	3.2	14.7	12	178.0	6月7日	68.5											
		7	26.4	39.1	19.6	2.7	13.5	21	243.0	7月27日	39.5											
		8	29.6	38.9	21.9	3.4	17.5	13	190.0	8月16日	44.0											
		9	27.2	38.3	17.7	3.1	15.2	6	73.5	9月4日	51.0											
		10	20.5	31.9	12.3	3.5	14.5	13	323.5	10月25日	125.0											
		11	13.7	23.6	3.8	3.5	14.0	7	10.5	11月18日	4.0											
		12	8.9	18.3	1.8	3.2	15.4	8	64.5	12月2日	18.5											
資料：春日井市統計書 令和2年版																						
(2) 警報・注意報発表状況																						

頁	行	修 正 前													修 正 後													備 考	
		年 月	警 報	大 雨	洪 水	暴 風	その他	注意報	大 雨	洪 水	雷	強 風	その他	年 月	警 報	大 雨	洪 水	暴 風	その他	注意報	大 雨	洪 水	雷	強 風	その他	情報の追加			
		平成26年	16	7	6	2	1	271	46	45	67	17	96	平成27年	6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72				
		27	6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72	28	11	5	5	0	1	216	33	34	69	9	71				
		28	11	5	5	0	1	216	33	34	69	9	71	29	16	9	4	2	1	224	38	20	63	15	88				
		29	16	9	4	2	1	224	38	20	63	15	88	30	10	4	1	4	1	191	18	7	68	12	86				
		30	10	4	1	4	1	191	18	7	68	12	86	令和元年	1	0	0	1	0	183	23	6	75	15	64				
		30年 1	1	0	0	0	1	18	0	0	2	0	16	平成31年 1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6				
		2	0	0	0	0	0	12	0	0	1	2	9	2	0	0	0	0	0	10	0	0	2	0	8				
		3	0	0	0	0	0	18	1	0	4	2	11	3	0	0	0	0	0	26	0	0	6	4	16				
		4	0	0	0	0	0	18	1	1	4	0	12	4	0	0	0	0	0	21	0	0	6	4	11				
		5	0	0	0	0	0	14	1	1	6	1	5	令和元年 5	0	0	0	0	0	14	2	1	6	0	5				
		6	0	0	0	0	0	10	2	0	8	0	0	6	0	0	0	0	0	16	4	0	9	0	3				
		7	2	1	0	1	0	24	4	1	15	2	2	7	0	0	0	0	0	23	8	2	12	1	0				
		8	2	1	1	0	0	23	3	2	10	1	7	8	0	0	0	0	0	20	3	1	15	1	0				
		9	4	2	0	2	0	18	5	2	7	3	1	9	0	0	0	0	0	11	1	1	7	0	2				
		10	1	0	0	1	0	14	1	0	7	1	5	10	1	0	0	1	0	18	5	1	8	2	2				
		11	0	0	0	0	0	11	0	0	3	0	8	11	0	0	0	0	0	11			3	1	7				
		12	0	0	0	0	0	11	0	0	1	0	10	12	0	0	0	0	0	7	0	0	1	2	4				
		※ 春日井市を対象に発表された状況 資料：春日井市統計書 令和元年版													※ 春日井市を対象に発表された状況 資料：春日井市統計書 令和2年版														
248	8	資料5 東海地方に影響のあった主な台風 1～38 (略) (追加)													資料5 東海地方に影響のあった主な台風 1～38 (略) 39 令和2年9月6日～7日の台風第10号 9月1日21時に小笠原近海で発生した台風第10号は、5日11時には大型で非常に強い勢力となり、7日は九州の西海上から日本海西部を北に進み、8日3時には中国東北区で温帯低気圧に変わった。愛知県には台風本体の雨雲はかからなかったものの、台風東側の暖かく湿った空気と高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気が合流して流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため、6日から7日にかけて所々で雨となり、特に7日昼前から夕方にかけては、雷を伴い非常に激しい雨が降って大雨となった所があった。また、外海ではうねりを伴って大しけと													情報の追加	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																														
		資料：愛知県地域防災計画附属資料（令和<u>元</u>年修正） 東海地方に影響のあった主な台風（進路図） （追加）	<u>なった。名古屋市で床上浸水などの被害が発生した。</u> 資料：愛知県地域防災計画附属資料（令和<u>2</u>年修正） 東海地方に影響のあった主な台風（進路図）  令和2年9月の台風第10号	情報の追加																														
		資料：愛知県地域防災計画附属資料（令和 <u>元</u> 年修正）	資料：愛知県地域防災計画附属資料（令和 <u>2</u> 年修正）																															
256	11	資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌 1～4 （略） <table><tr><th>部長 総括担当者</th><th>担当課</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> 本部事務局部 (略) </td><td>「総務班」 総務課</td><td>1 （略） 2 車両及び応急災害用資機材の調達、確保 に關すること。 3～8 （略） 9 罹災証明書に關すること。 10 （略）</td></tr><tr><td> 動員部 (略) </td><td>人事課</td><td>1～3 （略） (追加) 4～8 （略）</td></tr><tr><td> 情報管理部 (略) </td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>「収集整理班」</td><td>「収集整理班」</td><td>1～6 (略)</td></tr></table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局部 (略)	「総務班」 総務課	1 （略） 2 車両及び応急災害用資機材の調達、確保 に關すること。 3～8 （略） 9 罹災証明書に關すること。 10 （略）	動員部 (略)	人事課	1～3 （略） (追加) 4～8 （略）	情報管理部 (略)	(略)	(略)	「収集整理班」	「収集整理班」	1～6 (略)	資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌 1～4 （略） <table><tr><th>部長 総括担当者</th><th>担当課</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> 本部事務局部 (略) </td><td>「総務班」 総務課</td><td>1 （略） 2 車両の確保に關すること。 3～8 （略） (削除) 9 （略）</td></tr><tr><td> 動員部 (略) </td><td>人事課</td><td>1～3 （略） 4 指定福祉避難所運営班の収集、活動割振 に關すること。 5～9 （略）</td></tr><tr><td> 情報管理部 (略) </td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>「収集整理班」</td><td>「収集整理班」</td><td>1～6 (略)</td></tr></table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局部 (略)	「総務班」 総務課	1 （略） 2 車両の確保に關すること。 3～8 （略） (削除) 9 （略）	動員部 (略)	人事課	1～3 （略） 4 指定福祉避難所運営班の収集、活動割振 に關すること。 5～9 （略）	情報管理部 (略)	(略)	(略)	「収集整理班」	「収集整理班」	1～6 (略)	表記の整理
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌																																
本部事務局部 (略)	「総務班」 総務課	1 （略） 2 車両及び応急災害用資機材の調達、確保 に關すること。 3～8 （略） 9 罹災証明書に關すること。 10 （略）																																
動員部 (略)	人事課	1～3 （略） (追加) 4～8 （略）																																
情報管理部 (略)	(略)	(略)																																
「収集整理班」	「収集整理班」	1～6 (略)																																
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌																																
本部事務局部 (略)	「総務班」 総務課	1 （略） 2 車両の確保に關すること。 3～8 （略） (削除) 9 （略）																																
動員部 (略)	人事課	1～3 （略） 4 指定福祉避難所運営班の収集、活動割振 に關すること。 5～9 （略）																																
情報管理部 (略)	(略)	(略)																																
「収集整理班」	「収集整理班」	1～6 (略)																																

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		◎情報システム課長	情報システム課	7 災害通報処理票（第14号様式）のデータの作成・管理、情報処理に関すること。 (追加) 8 (略)	◎情報システム課長 ○デジタル推進課長	情報システム課 デジタル推進課	7 災害通報・処理票（第14号様式）のデータの作成・管理、情報処理に関すること。 8 浸水被害調査に関すること。 9 (略)	表記の整理
		市民窓口部 部長 ◎財政部長 総括担当者 ◎市民税課長 ○資産税課長 収納課長 財政課長 管財契約課長	市民税課 資産税課 収納課 財政課 管財契約課	1 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する応答に関すること。 2 (略) (追加) 3～5 (略)	市民窓口部 部長 ◎財政部長 ○市民生活部長 総括担当者 「窓口班」 ◎管財契約課長 ○財政課長 ○市民税課長 「罹災証明班」 ◎資産税課長 ○収納課長 市民税課長	「窓口班」 市民税課 財政課 管財契約課 市民税課 「罹災証明班」 資産税課 収納課 市民税課	1 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する応答に関すること。（ボランティア部、会計部、消防補助員の応援を受け活動する。） 2 (略) 3 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 4～6 (略) 1 罹災証明書に関すること。 2 家屋被害認定調査に関すること。	
		技術部 (略)	(略)	(略) (調査に関すること) 1 調査先等での避難の勧告、指示及び誘導に関すること。 2～7 (略) (追加)	技術部 (略)	(略)	(略) (調査に関すること) 1 調査先等での避難の指示及び誘導に関すること。 2～7 (略) 8 ため池の確認巡視及び応急対策に関すること	
		消防公安部 (略)	(略)	1 (略) 2 避難の勧告、指示及び誘導に関すること。 3～12 (略)	消防公安部 (略)	(略)	1 (略) 2 避難の指示及び誘導に関すること。 3～12 (略)	
		避難部 (略)	(略)	1 (略) 2 指定避難所及び福祉避難所の業務管理に関すること。 3～10 (略)	避難部 (略)	(略)	1 (略) 2 指定一般避難所及び指定福祉避難所の業務管理に関すること。（動員部、救護福祉部、施設設備と協働する。） 3～10 (略)	
		救護福祉部 (略)	「救護班」 (略)	1 (略) 2 指定避難所及び福祉避難所への職員（保健師、看護師等）の派遣に関すること。 3 福祉避難所業務に関すること。 4～13 (略)	救護福祉部 (略)	「救護班」 (略)	1 (略) 2 指定一般避難所及び指定福祉避難所への職員（保健師、看護師等）の派遣に関すること。（避難部と協働する。） 3 指定福祉避難所業務に関すること。（避難部、施設設備と協働） 4～13 (略)	

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
			「要配慮者班」 (略)	1 (略) 2 指定避難所及び福祉避難所への職員（保健師、看護師等）の派遣に関すること。 3 福祉避難所業務に関すること。 4～10 (略)		「要配慮者班」 (略)	1 (略) 2 指定 <u>一般</u> 避難所及び指定福祉避難所への職員（保健師、看護師等）の派遣に関すること。 <u>(避難部と協働する。)</u> 3 指定福祉避難所業務に関すること。 <u>(避難部、施設設備と協働)</u> 4～10 (略)	表記の整理
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		衛生部 市民課	(略)	1～3 (略) 4 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 5～9 (略)	衛生部 (削除)	(略)	1～3 (略) (削除) 4～8 (略)	
		ボランティア部 (略)	(略)	1～4 (略) 5 避難勧告等の区・町内会・自治会長への電話連絡等に関すること。(情報管理部広報伝達班の応援) (追加)	ボランティア部 (略)	(略)	1～4 (略) 5 避難情報の区・町内会・自治会長への電話連絡等に関すること。(情報管理部広報伝達班の応援) 6 電話による被害通報の受付に関すること。(市民窓口部窓口班の応援)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		消防補助員		1 指定避難所業務に関すること。(施設管理者、避難部、救護福祉部と連携) 2 避難部への指定避難所業務状況の報告に関すること。 3 指定避難所防災資器材の点検確認に関すること。 4～7 (略)	消防補助員		1 指定一般避難所運営業務に関すること。(施設管理者、避難部、救護福祉部と連携) 2 避難部への指定 <u>一般</u> 避難所業務状況の報告に関すること。 3 指定 <u>一般</u> 避難所防災資器材の点検確認に関すること。 4～7 (略)	
		(追加)		(追加)	指定福祉避難 所運営班		1 指定福祉避難所運営業務に関すること。 <u>(施設職員、避難部、救護福祉部と連携)</u> 2 避難部への指定福祉避難所業務状況の報告に関すること。 3 <u>その他防災活動全般に関すること。</u>	
		施設設備	指定避難所	1、2 (略) 3 指定避難所業務に関すること。(消防補助員、避難部、救護福祉部と連携) 4 (略) 5 主管課への被害状況報告	施設設備	指定 <u>一般</u> 避難 所	1、2 (略) 3 指定 <u>一般</u> 避難所業務に関すること。(消防補助員、避難部、救護福祉部と連携) 4 (略) 5 管課への被害状況報告（公共施設・ライフライン等被害報告書（第11号様式）の作成）に関すること。	
			福祉避難所	1、2 (略) 3 福祉避難所業務に関すること。(避難部、救護福祉部と協働する。) 4 避難部への福祉避難所業務状況の報告に		指定福祉避難 所	1、2 (略) 3 指定福祉避難所業務に関すること。(避難部、救護福祉部と協働する。) 4 避難部への指定福祉避難所業務状況の報	

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
				関すること。 5 (略) 6 主管課への被害状況報告に関すること。			告に関すること。 5 (略) 6 主管課への被害状況報告（ <u>公共施設・ライフライン等被害報告書（第11号様式）の作成</u> ）に関すること。	表記の整理
			その他施設	1、2 (略) 3 主管課への被害状況報告に関すること。 4 (略)		その他施設	1、2 (略) 3 主管課への被害状況報告（ <u>公共施設・ライフライン等被害報告書（第11号様式）の作成</u> ）に関すること。 4 (略)	

